

## 令和7年豪雨災害上天草市農地等小規模災害復旧事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、令和7年8月及び9月に発生した豪雨災害により、被災した農地及び農業用施設（以下「被災農地等」という。）の早期復旧と営農再開を支援するため、令和7年豪雨災害上天草市農地等小規模災害復旧事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 現に田又は畑であって、適正な維持管理のもと、耕作している農地又は休耕地のことをいう。なお、宅地、駐車場等の花壇、菜園等は含まない。
- (2) 農業用施設 農道、水路、頭首工、橋梁、ため池等の施設であって、適正な維持管理のもと、施設の利用がなされているものをいう。

### (補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に存する農地を所有する者（以下「所有者」という。）
- (2) 本市に存する農地を耕作する者で、所有者に代わって補助金の交付申請、実績報告及び補助金の請求を行うことについて、所有者からの委任を受けていることを証する委任状その他の書類を提出できるもの

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が被災農地等の土砂排除、畦畔復旧、客土、その他必要と認められる作業を業者への委託により行う事業又は機械器具を賃借して行う事業（以下「災害復旧事業」という。）とする。なお、災害復旧事業は原形復旧を原則とし、擁壁、工作物の新設、改良、農業保険等による補填分は対象外とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、災害復旧事業に要した費用とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の8以内の額とし、被災農地等1箇所につき80万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者で、これから補助金の対象となる災害復旧事業を実施するもの、現に補助金の対象となる災害復旧事業を実施しているもの又は既に補助金の対象となる災害復旧事業を完了しているものは、令和7年豪雨災害上天草市農地等小規模災害復旧事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年11月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 被災農地等の位置図、写真
  - (2) 補助対象経費が分かる見積書等の書類
  - (3) 委任状（所有者からの委任を受けた者が申請する場合）
  - (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その事業の目的及び内容が適正であるかを確認のうえ、補助金の交付を決定し、令和7年豪雨災害上天草市農地等小規模災害復旧事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができるものとする。

（実績報告）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、災害復旧事業が完了したときは、令和7年豪雨災害上天草市農地等小規模災害復旧事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、令和9年2月26日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 実施位置図
  - (2) 補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し
  - (3) 被災農地等の復旧前、災害復旧状況及び復旧後の写真
  - (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
- （補助金の交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告に基づき補助金の額を確定し、令和7年豪雨災害上天草市農地等小規模災害復旧事業補助金交付確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、令和7年豪雨災害上天草市農地等小規模災害復旧事業補助金交付請求書（様式第5号）を提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又

は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) 前2号に定めるもののほか、市長が返還の必要があると認めたとき。
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、第12条の規定による補助金の返還については、失効後もその効力を有する。